羽咋市農業経営収入保険加入促進補助金交付要綱

令和３年１２月１日告示第７４号

（趣旨）

第１条　この要綱は、農業者の経営安定を図り、農業の振興と地域の活性化に資するため、石川県農業共済組合が取り扱う農業経営収入保険（以下「収入保険」という。）の掛け金の一部について、市が予算の範囲内において羽咋市農業経営収入保険加入促進補助金（以下「補助金」という。）を交付し、その交付に関しては、羽咋市補助金交付事務取扱規則（昭和55年羽咋市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(１) 市内に住所もしくは主たる事業所を有する個人または法人

(２)全国農業共済組合連合会が定めるところにより、収入保険に加入した者

（補助金対象経費）

第３条　補助金の対象となる経費は、補助対象者が加入する収入保険制度に係る保険料および付加保険料のうち、国庫補助金等を除いた自己負担分とする。

（補助限度額および交付期間）

第４条　補助限度額は、次に定めるとおりとし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象者 | 補助限度額 |
| 認定農業者 | 40,000円 |
| 上記以外の農業者 | 20,000円 |

２　補助金の交付期間は、補助金交付の初年度から３年間とする。

　（補助金の交付申請等の委任）

第５条　補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金の申請、請求、受領および返還に関する権限を石川県農業共済組合の長（以下「組合長」とする。）に委任するものとする。

２　前項の規定による委任は、補助対象者が組合長へ委任状（様式第１号）を提出することにより行う。

（補助金の交付申請）

第６条　前条による委任を受けた組合長は、次に掲げる書類を添えて農業経営収入保険加入促進補助金交付申請書（様式２号）（以下「交付申請書」とする。）を市長に提出しなければならない。

(１) 委任状

(２) 収入保険制度に加入していることを確認できる書類

(３) 保険料明細一覧

(４) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第７条　市長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、交付することに決定したときは、規則第６条に規定する補助金交付決定通知書により組合長に通知するものとする。

（補助金の請求）

第８条　前条の交付決定通知を受けた組合長は、農業経営収入保険加入促進補助金交付請求書（様式第３号）を市長に提出し、補助金の請求を行うものとする。

（実績報告）

第９条　補助金の交付を受けた組合長は、規則第12条に規定する補助事業実績報告書に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第10条　市長は、補助対象者が次の各号に該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

(１) 第２条の要件を欠いたとき

(２) 市税及び公課を滞納したとき

(３) 虚偽の申請又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき

（補助金の返還）

第11条　市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、既に交付した補助金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

(１) 前条各号に該当する状態に至った後に補助金を受給したとき

(２) 補助対象者が保険の加入を解除されたとき

(３) 保険料の再算定が行われ、交付済額が補助対象経費を上回ったとき

(４) 前各号のほか、市長が相当の理由があると認めるとき

２　組合長は、補助対象者が前項各号に該当すると判明した時は、羽咋市農業経営収入保険加入促進補助金変更申請書（様式第４号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の変更交付申請を受けたときは、羽咋市農業経営収入保険加入促進補助金変更決定通知及び請求書（様式第５号）により、組合長に通知および請求を行う。

４　前項の規定により返還の請求を受けた組合長は、速やかに当該補助金の一部または全部を市長に返還しなければならない。

５　補助金の再算定が行われ、補助対象経費が交付済額を上回った場合において、補助金の増額は行わないものとする。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和３年１２月１日から施行する。

　附則（令和　年　月　日告示第　号）

（施行期日）

１　この要綱は、令和　年　月　日から施行する。

（失効）

２　この要綱は、令和７年３月３１日限り、その効力を失う。

（経過措置）

３　前項に規定する日までにこの要綱に基づいて交付決定したものについては、この要綱の失効後もなおその効力を有する。